



立 監 第 797 号
令和 5 年 3 月 27 日

立川市長
清 水 庄 平 殿

立川市監査委員	村 木	良 造
同	土 谷	伸 明
同	門 倉	正 子

令和 4 年度第 3 回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告する。

この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として、監査の対象に係る措置を
講じたときは、同条第 14 項の規定により、監査委員に通知するものとする。

令和 4 年度第 3 回定期監査結果報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

2 監査の対象

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの財務部（財政課、契約課、課税課、収納課）、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局が所管する事務の執行等

3 監査の項目及び着眼点

事務の執行が法令等に基づき、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- （1）予算の執行事務は、適正に行われているか
- （2）現金、郵券等の管理は、適正に行われているか
- （3）財産（施設、備品等、債券等）は、適正に管理、使用されているか
- （4）財務及び事務事業に関する事項

なお、上記の項目に関する事項のうち、特にリスクが高いと認められる次の事項を着眼点とした。

- （ア）委託料について、契約書、仕様書のとおり行われていることを確認して支払っているか
- （イ）委託料について、実施報告書等や品質管理チェックリストの内容を確認し、必要な助言・指導を行っているか
- （ウ）負担金補助及び交付金について、交付申請書及び請求書等に不適切な訂正はないか
- （エ）要綱と様式等は一致しているか

4 監査の基本方針

立川市監査基準及び監査基本計画等に基づき実施した。

5 監査の実施内容

監査の対象が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に従って、適正かつ効率的に行われているかなどについて、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、実施した。

監査の期間は、令和 5 年 1 月 4 日から同年 3 月 27 日まで。

第2 監査の結果

事務の執行は、監査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、是正及び改善を要する事項が一部に見受けられたので、以下に述べる。

なお、このほかにも、注意事項としたものについて、改善を求める。

1 歳入予算の執行状況について

調定票及び関係書類について調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 市税について

- ① 軽自動車税に係る調定について、会計課に提出していなかった。(課税課)

2 歳出予算の執行状況について

起案文書回付票、当該添付書類及び関係書類等について調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 委託料について

- ① 財務書類作成支援等業務委託について、仕様書に記載された方法（2か月に1度来庁）とは異なる方法（電話や電子メール）により、作成支援を受けていた。(財政課)
- ② 立川市税、国民健康保険料等の納付コールセンター業務委託について、仕様書に記載された要件（架電件数）を満たしていないにもかかわらず、要件や対象者リストの見直しなどを行っていなかった。(収納課)
- ③ 公金用金融機関データ作成委託について、再委託の承諾書に記載された契約件名に誤りがあった。(会計課)
- ④ 参議院議員選挙 投開票所用器材運搬及び撤収委託について、受注した事業者は事業を再委託していたが、一部再委託に係る承諾・不承諾書を事業者に交付していなかった。(選挙管理委員会事務局)

3 備品の管理について

備品調書及び備品を抽出して検査したところ、おおむね適正に管理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に管理されたい。

- (1) 廃棄手続きをしていないものがあった。(課税課)
- (2) 非活用となっているものがあった。(議会事務局)
- (3) 登録している規格等とは異なる形状等となっているものがあった。(議会事務局)
- (4) 所在が不明なもの、備品シールの貼付がないものがあった。(選挙管理委員会事務局)

4 現金の取扱について

立川市公金等取扱指針に基づく帳票はおおむね整備されており、現金及び現金出納印について実査したところ、おおむね適正に取り扱われていたが、次のような点が見受けられた。適正に取り扱われたい。

- (1) 金券等（定額小為替）について、金融機関への払い込みをせずに、10 日間を超えて保管していた。（課税課）
- (2) 釣銭に係る現金出納簿を作成していなかった。（収納課）
- (3) 釣銭残高確認票について、記入した金額が現金残高とは異なっているにもかかわらず、決裁しているものがあつた。（会計課）
- (4) 現金出納簿について、記入がないもの、記入に誤りのあるものがあつた。（会計課）
- (5) 支出票について、署名欄に記入した名称に誤りがあるものがあつた。（会計課）

5 郵券・金券等の管理について

郵券・金券等管理簿について検査したところ、おおむね適正に管理されていた。

6 車両の管理状況について

立川市庁用自動車等管理規程に基づき実査したところ、おおむね適正に取り扱われていた。

7 被服貸与簿について

被服貸与簿について実査したところ、おおむね適正に取り扱われていたが、次のような点が見受けられた。適正に取り扱われたい。

- (1) 自衛消防隊員に係る被服について、被服貸与簿を作成していないものがあつた。（課税課）

8 条例・規則・要綱・規程について

次のような例が見受けられた。適正に事務の執行等をされたい。

(1) 見直しを求めるものの例

- ① 立川市予算事務規則（財政課）
- ② 立川市議会議員被服貸与規程（議会事務局）

以上